

## 建築士事務所に係る監督処分の基準

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第26条の規定により埼玉県知事が行う監督処分（以下「処分」という。）に係る行政手続法第12条の規定による処分基準を、次のとおり定める。

### 1 基本方針

建築士事務所の業務の適正を確保するため、建築士事務所の開設者が、法第26条第1項又は第2項に規定する処分事由に該当するときは、迅速かつ厳正に処分又は文書注意（以下「処分等」という。）を行うこととする。

### 2 処分等の基準

建築士事務所の処分等は、別表第1の基準により行うこととする。ただし、過去に処分等（文書注意にあっては、2年を経過しないものに限る。）を受けた建築士事務所の開設者に対しては、別表第2の基準により処分を行うものとする。

### 3 処分等に伴う措置

- (1) 法第26条第4項及び法施行規則第22条の6の規定に基づく公告については、別途定める。
- (2) 建築士事務所の開設者に対して処分を行ったときは、その旨を国、各都道府県及び特定行政庁へ報告又は通知するものとする。

### 4 その他

#### (1) 処分等の保留

司法上の捜査がなされ、又は送検、起訴等がなされた場合、処分事由に該当する行為について民事訴訟が係争中であり、処分等の内容の決定に当たって当該訴訟の結果等を参酌する必要がある場合その他処分等の内容を決定できない事情がある場合には、必要な間、処分等を保留することができるものとする。

#### (2) 処分事由に該当する行為があった時から長期間経過している場合の取扱い

処分事由に該当する行為が終了して5年以上経過し、その間、何ら処分事由に該当する行為を行わず、建築士事務所として適正に業務を行うなど、法令遵守の状況等が窺えるような場合は、処分等をしないことができる。

ただし、行為の性質上、発覚するのに相当の期間の経過を要するような特別な事情のある場合において、当該行為の発覚から5年以内であるときは、この限りでない。なお、上記(1)により処分等の保留をした場合においては、当該保留に係る期間については考慮しないものとする。

附則

この基準は、平成27年6月25日から施行する。

附則

この基準は、令和4年7月15日から施行する。

## 別表第1

処 分 事 由					処分等の内容
根拠法令		行為者	行為	関係条文	
法第26条 第1項	第1号	開設者	虚偽又は不正の事実に基づく登録	第23条の3第1項	登録の取消し
	第2号	開設者	絶対的登録拒否事由に該当	第23条の4第1項	
	第3号	開設者	廃業等の届出の懈怠	第23条の7	
法第26条 第2項	第1号	開設者	延べ面積300㎡を超える建築物に係る書面による契約義務違反	第22条の3の3第1項から第4項	文書注意、戒告又は閉鎖
			名義貸しの禁止違反	第24条の2	
			再委託の制限違反	第24条の3	
			帳簿の備付け等及び図書の保存義務違反	第24条の4	
			標識の掲示義務違反	第24条の5	
			書類の閲覧義務違反	第24条の6	
			重要事項の説明等義務違反	第24条の7	
			書面の交付義務違反	第24条の8	
	第2号	開設者	相対的登録拒否事由に該当	第23条の4第2項	文書注意、戒告、閉鎖又は登録の取消し
	第3号	開設者	変更の届出の懈怠又は虚偽の届出	第23条の5第1項、第2項	文書注意、戒告又は閉鎖
	第4号	管理建築士	管理建築士が懲戒処分を受けたとき	第10条第1項	文書注意、戒告、閉鎖又は登録の取消し
	第5号	所属建築士	所属建築士がその属する建築士事務所の業務として行った行為を理由として懲戒処分を受けたとき	第10条第1項	文書注意、戒告又は閉鎖
	第6号	管理建築士	管理建築士である二級建築士又は木造建築士が免許の範囲を逸脱して設計又は工事監理を行ったとき	第3条第1項 第3条の2第1項 第3条の2第3項	戒告又は閉鎖
第7号	所属建築士	所属建築士である二級建築士又は木造建築士がその属する建築士事務所の業務として行った行為を理由として免許の範囲を逸脱して設計又は工事監理を行ったとき	第3条第1項 第3条の2第1項 第3条の2第3項	戒告又は閉鎖	
第8号	建築事務所に属する建築士でないもの	所属する無資格者がその事務所の業務として建築士の資格が必要な設計又は工事監理を行ったとき	第3条第1項 第3条の2第1項 第3条の3第1項 第3条の2第3項 第3条の3第2項	戒告又は閉鎖	
第9号	開設者又は管理建築士	閉鎖命令違反	第26条第2項	登録の取消し	
		開設者又は管理建築士	報告又は検査の忌避（虚偽の報告等も含む）	第26条の2第1項	戒告又は閉鎖
第10号	開設者	上記以外の業務に関する不正な行為		文書注意、戒告、閉鎖又は登録の取消し	

## 備考

- 1 二以上の処分事由に該当する行為があった場合は、最も処分等の程度が重いと考えられる行為につき、相当である処分等を適宜加重して処分を行うものとする。〔例：文書注意→戒告、戒告→閉鎖、閉鎖→閉鎖期間の延長又は登録の取消し〕
- 2 違反の結果が重大であるとき（違反により、建築物の倒壊、破損が生じた場合、又は人の死傷が生じた場合）は、適宜加重して処分を行うこととする。
- 3 情状をくむべき場合は、適宜軽減して処分等を行うことができるものとする。
- 4 処分事由が法第26条第2項第4号及び第5号に該当する場合は、建築士に対して行われた処分等の内容、処分等に係る行為の建築士事務所の業務における責任や位置付け等を勘案して処分等を決定するものとする。
- 5 法第26条第2項第10号の「業務に関し不正な行為をしたとき」とは、建築士事務所の開設者が、その業務に関する契約を有責に履行せず、依頼主に損害を与えた場合等をいう。

別表第2

処 分 事 由	処 分 等 の 内 容
<p>1 別表第1の基準により文書注意が相当であるとき</p> <p>(1) 過去に一度処分等を受けているとき</p> <p>(2) 過去に二度以上処分等を受けているとき</p>	<p>戒告</p> <p>閉鎖</p>
<p>2 別表第1の基準により戒告が相当であるとき</p> <p>(1) 過去に一度処分等を受けているとき</p> <p>(2) 過去に二度以上処分等を受けているとき</p>	<p>3月以内の閉鎖</p> <p>3月以上1年以内の閉鎖又は登録の取消し</p>
<p>3 別表第1の基準により閉鎖が相当であるとき</p>	<p>相当である閉鎖期間に3月以上の期間を加えた期間の閉鎖又は登録の取消し</p>
<p>4 別表第1の基準により登録の取消しが相当であるとき</p>	<p>登録の取消し</p>